

審議会等の会議録

審議会等名	令和8年度 第1回海老名市介護保険運営協議会
開催日時 (意見提出期間)	令和8年5月29日(金) 14時00分から15時40分まで
場 所	海老名市役所 7階 702会議室
出席者	海老名市介護保険運営協議会 委員12名 高橋(裕一郎)委員、盛田委員、小林委員、佐藤委員、 松本委員、渡辺委員、梅澤委員、白石委員、鈴木委員、 高橋(隆行)委員、梶委員、安田委員 事務局14名 保健福祉部 部長 告原 幸治 保健福祉部 健康・保険担当部長兼 次長(健康・保険担当) 金指 芳子 保健福祉部 参事兼福祉政策課長 西海 幸弘 保健福祉部 参事兼介護保険課長 青野 昌樹 介護保険課 介護保険係長 永田 啓吾 介護保険課 介護認定係長 石井 康子 介護保険課 事業者支援係長 山田 万砂美 介護保険課 主査 森谷 孝人 介護保険課 主事 長島 ゆか 地域包括ケア推進課 課長 三輪 徹 地域包括ケア推進課 主幹兼高齢者支援係長 工藤 麻由子 地域包括ケア推進課 副主幹 木内 順子 福祉政策課 福祉政策係長 二本木 宣彦 福祉政策課 主任主事 大和 優太郎
傍聴人数	1名
公開の可否	☒ 公開 ☐ 一部非公開 ☐ 非公開
一部非公開・ 非公開の理由	

議 題	(1) 報告事項 ①令和8年度海老名市介護保険事業特別会計予算について ②地域密着型通所介護等に関する協定の変更協定について ③令和8年度介護保険施設の公募予定について ④令和7年度第3回計画策定部会及び令和8年度第1回計画策定部会の結果報告について
資 料	(資料1) 介護保険事業特別会計予算について (資料2) 地域密着型通所介護等に関する協定の変更協定について (資料3) 令和8年度介護保険施設の公募予定について (資料4) 令和7年度第3回計画策定部会及び令和8年度第1回計画策定部会の結果報告について

○会議の内容（提出された意見及びそれに対する回答）

1 開会	
【事務局】	《事務局の進行により開会》
2 あいさつ・事務局紹介	
(会長) 本日は令和8年度の第1回目の介護保険運営協議会であります。お忙しいところ、また暑いところ、ご出席ありがとうございます。本日は令和8年度の介護保険事業予算や、公募の予定、計画策定部会からの報告があり、今年度は第10期海老名高齢者プラン21を策定します。委員の皆様におかれましては、それぞれの分野で活動されている様々な視点からご意見をいただければ幸いです。それでは本日もよろしくお願いいたします。	
3 議題	
(1) 報告事項	
以後の議事は、介護保険運営協議会条例第7条に基づき、高橋会長が進行	
① 令和8年度海老名市介護保険事業特別会計予算について	
【事務局】	資料1「介護保険事業特別会計予算」、資料1別紙「令和8年度 保健福祉部介護保険事業特別会計 予算説明資料」、資料1参考「海老名市介護保険事業特別会計収支推移」に基づき、事務局より説明
【委 員】	後期高齢者の比率の伸びを重点的に把握することが重要だと考えます。これは介護給付費の変化に直接関連するため、単なるニーズではなく比率を具体的に示していただきたいと思います。比

	率を提示する際、近隣市との比較も行い、海老名市の状況を委員へ分かりやすく説明するよう提案します。 強化推進や努力関係のマイナス影響について、国の交付基準や順位的な要素が絡んでいるのか確認したいです。努力目標に基づく交付金額や消費税関連も減額されていますが、消費税減額は何が背景となっているか確認がしたいです。
【事務局】	これは予算額として示したものであり、交付順位とは異なるものです。この予算額に対して実際に決算としてどれだけ収入があったのか、またその決算額から交付順位がどれだけであるかについては、別途詳細をお示しする予定です。
【委 員】	次に11ページの「諸収入の雑入」の項目についてですが、保健福祉事業費の収入が減少している点についてです。この部分の事業は拡大していると認識しています。例えば、妊婦や子連れ、障がい者を対象に含めることで事業範囲が広がっているにも関わらず、事業収入が減少している理由についてお尋ねします。
【事務局】	減額の理由は、事業の利用実態に基づき、想定人数を見直したことによるものです。当初の計算では1日あたり1台につき約40人が利用すると見込んでいましたが、実際に事業を開始してからの実績を見ると、平均して15～16人程度の利用に留まっていることが分かりました。そのため、令和8年度の予算では事業が拡大するものの、この実績を基に15人を目安として計算を行った結果、予算が減額となった状況です。
【委 員】	昨年度は規模を大きく見積もったものの、実際に実施した結果、予算は想定よりも少額で済んだということですね。 次に、12ページに記載されている一般管理経費について確認します。その中で「海老名高齢者プランの策定にかかる費用」が増加している状況がありますが、この費用はすべて介護保険料で負担しているのですか、それとも一般会計から分担がなされているのですか。
【事務局】	この費用については、すべて一般会計からの繰入金で賄われています。
【委 員】	次に、13ページに記載された特例の居宅介護サービス費の内容について、「特例給付」という性質から実績に鑑みて減額することには疑問があります。しかし、特例は災害等の緊急時に

	対応するためのものという性質を考慮すると、過去の実績に含めることは適切ではないと考えられ、特例給付の性質から、一定の予算を確保しておく必要があると思うのですがいかがでしょうか。
【事務局】	過去数年にわたって特例給付の実績がないことを踏まえ、ある程度減額した予算措置を講じております。しかし、特例給付が発生した際に支払いが遅延しないよう、一定の金額を予算として確保しております。
【委 員】	職員給与費に関してですが、これは介護保険課、地域包括ケア推進課の職員の給与だと思いますが、福祉政策課の職員の給与も含まれているのでしょうか。福祉政策課はデマンド型交通高齢者等外出支援事業を行っておりますが、その関連で職員給与費が含まれているのでしょうか。
【事務局】	こちらは介護保険課と地域包括ケア推進課の職員のための給与です。
【委 員】	デマンド型交通高齢者等外出支援事業は福祉政策課ですが、ここに入れないのですか。
【事務局】	介護保険事業の運営に関連する事項について、介護保険課、地域包括ケア推進課の正職員に関する費用は計上しています。一方で、デマンド型交通高齢者等外出支援事業の運営に関わる会計年度任用職員の費用は、別途保健福祉事業費の中で計上しております。
【委 員】	会計年度任用職員が入っていて、正職員は入っていないのですか。
【事務局】	はい。
【委 員】	歳入において、支払基金の交付金が前年より約1億5,900万円増加し、15億4,900万円となっております。この交付金は第2号被保険者の介護保険料として位置づけられているが、増加理由について教えていただきたいです。
【事務局】	支払基金第2号被保険者の負担割合は法定割合で27%と決まっています。この割合の適用を受ける交付金の額は、基準となる介護給付費に応じて変動します。海老名市では、今回の令和8年度予算において歳出の介護給付費の部分が増額されているため、交付金の27%に基づいた金額も増額されています。

【委 員】	財産収入が2,565万円となっていますが、その運用は主に短期の運用、具体的には定期預金で3ヶ月や6ヶ月といった期間で行われているのですか。
【事務局】	1年の長期になります。
【委 員】	先ほどの説明に関連して、支払基金からの交付金額について、海老名市は若年層が多いものの、この金額が直接的に海老名市に全額入ってくるという仕組みではないということでしょうか。
【事務局】	はい。割合が決まっています。
② 地域密着型通所介護等に関する協定の変更協定について	
③ 令和8年度介護保険施設の公募予定について	
【事務局】	資料2「地域密着型通所介護等に関する協定の変更協定について」、資料3「令和8年度 介護保険施設の公募予定について」に基づき、事務局より説明
【委 員】	資料2に関連して、地域密着型の選定について介護保険運営協議会で議論している状況です。過去に提案された地域密着型選定にかかる部会設置の議論が進展しておらず、今後も介護保険運営協議会内でこのテーマを年3回の会合の中で議論していく形になるのですか。
【事務局】	地域密着型通所介護等の部会設置について、内部で検討を進めているものの、運営方法や業務内容を決めることの難しさから、現状としては設置には至っていません。また、運営推進会議への参加案も検討されていますが具体化していない状況です。現段階では、この介護保険運営協議会で審議対象とせず、報告案件として扱っています。内部では部会の必要性について「作るまでもない」というところです。
【委 員】	近隣市では部会や委員会を独立して設置している例がある一方で、現状では介護保険運営協議会に多くの議題が集中しており、年に3回程度の開催では時間不足のため意見が充分に出せていません。そのため、部会を細分化して設置することで、議論ができる場を確保すべきであると考えます。
【事務局】	委員の意見を理解し、内部でさらに検討を進めます。

【委 員】	昨年度の公募に関する議論では、整備料の算定根拠や待機者数、圏域別の必要量についての質問がありましたが、事務局からの回答は「後日整理して回答する」とのことでした。しかし、それ以来具体的な進展や報告はなく、整備が進んでいない状況が続いています。 個人的な話で、父親が特別養護老人ホームの待機者となり、空きがないために有料介護老人ホームへ入所せざるを得なかった。有料老人ホームの経費が非常に高額であり、30万円を超え、公務員の父親の年金では到底賄えないです。また、海老名市には有料老人ホームが少なく、地域包括ケアの理念に反して他県への紹介を受けるケースや対応がありました。 さらに、市の基盤整備については、海老名市は介護保険料が安く基金もあるので、今のうちに基盤整備を進めるべきで、特に、2040年問題を見据え、現段階で具体的な施設整備を進める必要性があり、過去に整備された施設への不公平感に留意しつつも、現状の困難に直面している人々に向き合う重要性があるとお伝えします。
【会 長】	市内に住んでいる方は、やはり市内での行動がいいですね。
【委 員】	海老名市の地域包括ケアシステムが十分に機能しているとは思えないと感じられます。財政状況が良好な今のうちに早急な対応が必要ではないでしょうか。
【会 長】	海老名市民のために前向きに取り組んでいただき、委員をはじめとしたさまざまな立場の方々の意見をしっかりとお聞きいただき、より良い方向へ進んでいただければと思います。
【事務局】	委員の質問に対して、市民の皆様には計画部会などでもアンケートを実施し、「どのような部分が不足しているのか」「何が必要か」といった意見を伺っています。これがすべてではありませんが、そうした内容を踏まえて計画に反映しているところ です。 また、令和5年度時点で介護保険に関連する基金は十分に積み上げてきた状況ではありますが、これを一度に全額投入することは考えていません。将来のためにはこの基金は重要であるため、計画の完結期間を1年間や3年間とする中で、慎重な運用を心掛けています。保険料については、できるだけ抑えた設

	定を検討しており、サービス給付の伸びも考慮しながら運用を行っています。 さらに、特別養護老人ホームの待機者数についてご報告します。令和6年度は137名、令和7年度は160名、令和8年度の速報値では168名です。
【委 員】	私は父を介護していましたが、状態が急に悪化することがありました。当初は自宅で介護を続けるつもりでしたが、厚木市内で海老名市に近い場所にある有料老人ホームを見学した際、医療対応が可能な施設だったものの、月額40万円という費用がかかることが判明しました。その金額は負担できないため、自宅介護を続ける選択をしました。そして最終的には父が入院し病院で亡くなりました。介護に関しては、本当に大変な思いをする人が多いと感じています。そのため、より手厚い支援や施設の利用を進めていくことが重要だと思います。
【副会長】	先ほどから委員の皆様よりご意見が出ている中で、資料1の高齢者人口の推移や要介護認定者の推移について、これらはもちろん現状報告として十分にまとめられています。ただし、実際にはこのデータをベースに推計がなされているのではないかと思います。委員の皆様からのご指摘のように、この推計の中には、疾患の重症化や資料2、3に記載されている施設増設の振り幅が一定程度存在しているものと考えられます。それらが影響し、少しずつ待機者数も増加していく可能性があるのではないのでしょうか。 皆様のご苦労されて作成された資料には、経過としてのデータが記載されている点は理解しておりますが、実際にはその裏側で何十倍もの検討が行われ、戦略的に導き出された数字であると思います。その点を踏まえ、推計の根拠をもう少し明確に示していただけると、委員の皆様も議論を深めやすくなるのではないかと考えます。 以上、個人的な意見ではございますが、資料内容を補足いただくことで議論の充実が図れると期待しております。引き続きよろしくお願い申し上げます。
【委 員】	海老名市の介護老人福祉施設について整理した内容によると、現在施設の数 は 9 か所、入所定員は633名で間違いありませんか。

【事務局】	はい。その通りです。
【委 員】	介護老人福祉施設を整備するにあたり必要な要素について、「要介護高齢者数」、「在宅サービスの利用状況」、「既存特別養護老人ホームの定員数、入所率、待機者数」です。 また、施設の現状として、「ベッドは空いているが、職員不足のため入居を受け入れられず、入居率が低下しているケースがある」と聞きます。さらに、令和7年度介護事業経営概況調査結果によれば、介護老人福祉施設の44.3%が赤字経営であるという状況が厚生労働省から公表されており、これらの課題も含めた上で、施設の100人増床計画について検討していると議論されておりますが、現場の立場からご意見いただけますか。
【委 員】	全国的に介護職員の確保が難しく、一部施設で入居率が下がるなどの問題がありました。当法人でも職員不足によりベッドを閉鎖した時期がありました。現在もショートステイの20床分が開設できない状況です。ただし、特別養護老人ホームについては、全床を開けているものの、以前に比べて職員の処遇改善が進み、介護職の集まりは若干良くなっています。しかし、職員の定着率という課題は依然として解消されていません。 首都圏の特別養護老人ホームでは約4割が赤字という厚生労働省の発表があり、当法人では昨年度は黒字でしたが、児童福祉事業の収益によるものが大きく、高齢事業単独では厳しい状況です。処遇改善や報酬単価の問題について改善を国に訴えているものの、高齢事業の経営は困難を抱えています。 施設建設に関しても、今後の需要予測が法人の参入を妨げる要因となっています。2040年から2050年にかけては高齢者人口が増加しますが、それ以降は減少が見込まれるため、新施設の建設が長期的な経営リスクにつながる可能性があるためです。これに加え、職員不足や報酬改善の問題など短期的課題も考慮すると、施設運営に新規で手を挙げる法人は減少することが予想されます。
④ 令和7年度第3回計画策定部会及び令和8年度第1回計画策定部会の結果報告について	
【委 員】	資料4「令和7年度第3回計画策定部会及び令和8年度第1回計画策定部会の結果報告について」、資料4別紙「アンケート調査結果及び統計データの分野別整理」、資料4別紙当日配

	布資料「えびな高齢者プラン21【第10期】骨子案」に基づき、計画策定部会副会長（介護保険運営協議会委員）より説明 認知症施策推進計画について、計画は人権条約の理念に基づき、当事者の関与が基本であるべきとされているが、策定部会に認知症や身体障がい者の当事者が含まれていない点に懸念がある。介護者が委員として含まれているものの、認知症や障がい者本人の視点を反映する必要がある。この点が現状では十分でないため、今後計画策定部会に適切な委員を加えるか、当事者や家族の意見を直接聞く場を設ける必要があると考えています。この件について日常生活基本法の内容を読んだ結果、改めてその重要性を感じました。
【会 長】	医療センターでの医療相談において、認知症の診断に関する問題が挙がりました。認知症の患者本人が自覚していない場合、家族が相談に訪れることがあります。認知症の疑いがある場合でも、家族が周囲に知られたくないという理由から受診をためらうケースがあります。そのため、説得が必要になることも多いです。また、診断を受けるまでのプロセスが負担であることから、本人に直接病院に行かせるのではなく、検診のような形で認知症を判定する方法が提案されています。認知症の専門医による診断は精度が高いが、診断が確定しない限り、具体的な計画には至らず、この点が課題となっています。専門医の負担も大きいようです。
【委 員】	認知症について、「認知症になったら人間として終わり」といった偏見が存在し、認知症の方にも能力があることが十分に認識されていない状況があります。そのため、認知症を避けるような意識が生まれてしまう場合もある。日本の医療の歴史を振り返ると、かつてハンセン病患者を排除してきた過去がある。国際的なルールでは認知症も医療計画に組み込むべきとされており、それを踏まえ日本でも認知症施策推進計画が進められている。今後は医療の現場でも医療従事者の意見をしっかり取り入れることが必要です。
【委 員】	2月の会議で話題に上った「えび〜くる」と「YouBus」という2つの外出支援事業の統合について、「えび〜くる」は福祉政策課が担当し、65歳以上を対象にしている一方で、「YouBus」は都市計画課が担当し、誰でも利用可能であり、利

	用者の80%が65歳以上であるという状況。統合の計画があるという過去の情報があるものの現在の資料には記載がなく、政策が別々の形態で運営されている現状、現状や今後の方向性はどのようなになっていますか。
【事務局】	「えび〜くる」は福祉政策課が主体となって進めている事業で、「YouBus」の実証運行は都市計画課が交通政策として実施していた事業です。YouBusの利用者層が主に高齢者であるため、福祉的な視点で施策を進める方が適切と判断され、昨年10月から福祉政策課に事業が移管されました。 これにより、福祉政策課が「えび〜くる」と「YouBus」の両方を扱い、一体的な市の施策として進める方針となりました。 両事業は現在実証運行の段階であり、利用状況や運用内容を検証しながら今後の取組みを検討し、統合ではなく、役割分担を明確にしながら進行しています。
【委 員】	えび〜くるは65歳以上を対象としたサービスであるが、妊婦や障がい者が利用対象になると、福祉政策課が運営するサービスと方向性が異なるのではないかと懸念されます。その問題があることを踏まえ、YouBusが使えなくなると困ると思います。
【事務局】	今後ですが、誰でも乗れるバスではなくなるということはございませんので、ご安心いただければと思います。
【委 員】	高齢者に対する福祉のあり方について、地域交通問題として議論されるべきであり、介護保険を適用するのは適切ではないと考えます。 現在、計画策定を進めているが、最終的な法定協議で神奈川県と合意が形成されない場合、計画を公表できなくなる懸念があります。神奈川県側もデマンド型交通高齢者等外出支援事業に関して疑問を持っているため、計画を進めることに不安が残る。策定部会の副会長として計画を進めてよいのかという懸念を抱いているものの、この問題については議論に時間がかかるためこれ以上深掘りしませんが、将来的にこの問題が大きな課題になる可能性があると考えます。
【委 員】	デマンド型交通高齢者等外出支援事業に関する実証実験が進行中だが、完全移行の際の具体的な達成基準、いわゆるKPIやKGIがどのように決められるのかについて疑問があります。実証実験を経て完全移行を決定する場合、何を指標として判断す

	るのかを知りたいです。個人的に気になっているため、その詳細を教えてください。
【事務局】	現時点では特定の基準を設けて本格運行に移行する計画はありません。この事業は主に高齢者の方々を対象としており、外出を支援することで介護予防や生きがいづくりに繋げることを目的に実施されています。そのため、データの収集を通じて、例えば外出機会の増加や生きがい形成の効果が確認できるかどうかを検証することが重要と考えています。今後、利用状況やアンケート調査を実施することで、これらの効果を確認しながら慎重に検討を続けていきます。
【委 員】	運行費用や運賃収入などについて、情報公開が必要だが、現状では曖昧な部分があり、それは実験段階であるため問題はないと思います。しかし、最終的に導入を決定する段階では、これらの情報を公開する必要があると考えます。
【委 員】	3点確認したいことがあります。 1点目、定期巡回随時対応型訪問介護看護に関して、公募が続いているが応募者がいない状況だが、家族や現場スタッフが本当にこの仕組みを希望しているのか疑問があります。 アンケート事例や資料をもって、現在の海老名市の施設数増加も含めて状況の確認をお願いします。 2点目、ケアプランデータ連携に関して、各介護事業所で利用されているソフトが介護データ連携システムに互換性を持たないが、連携可能なシステムが構築されている。 国の介護情報基盤を基にして、マイナンバーカードを活用した情報交換が進む予定だが、神奈川県内の近隣市町村では既に計画開始時期が明示されているが、海老名市の計画はまだ明示されていません。海老名市の予算にはこの関連項目が見当たらないため、予定についての確認をしたいです。 3点目、成年後見制度利用支援要綱に関して、資料に記載されたURLがクリックしても表示されないため、URLをメールで送ってください。
【事務局】	1点目、施設整備の定期巡回部分について、在宅で過ごす希望がある住民に向け、サービスの必要性を確認しています。

	公募で手が挙がらなかった点を把握しているため、運営事業所や関連事業者に情報提供を行っており、現在の募集期間中の状況を注視し、最終的な結果を報告します。 2点目、介護情報基盤について、令和9年4月の法施行に向け、当市の介護保険システムが国保連合会にて国保中央会の構築システムと未連携の状態です。 現状では予算に反映されていないが、連携可能となった場合は補正予算で対応します。 3点目、URL部分について確認させていただきます。
【事務局】	先ほど議論された「えび〜くる」に関する一般会計への負担や特別会計からの繰入金について、次期計画に向けて適切な対応を進める考えだが、法定計画であるため疑義があれば、神奈川県や国に正式な疑義照会を行うことが必要とされています。 なお、「不適切」等の発言があったが、神奈川県から保険者である海老名市に対してそのような指導は一切ないことが確認されている。これらを踏まえ、次期計画では疑義が残らないよう文書照会や疑義照会を適切に進めていく考えである。
【委 員】	綾瀬市近辺の地域で、坂道が多い地形でバス停までの移動が高齢者には大変な状況なので、距離だけでなく坂道や地形も考慮した、地域交通の改善をしてほしいです。 さらに、交通費の高さが原因で外出を控える人もいるため、コストの面でも配慮をしてほしいです。
【会 長】	本日の報告事項は以上で終了いたしましたので、これで議事は終了です。円滑な運営にご協力いただき誠にありがとうございました。進行を事務局へお返しします。
【事務局】	事務局からの連絡事項が2点ございます。 1点目、資料5は、令和8年2月20日に開催された海老名市介護保険運営協議会において、委員から追加質問をいただいた内容に対する事務局の回答を取りまとめたものです。詳細説明は割愛しますが、これは前回の議事録への追加という形で参考資料として配布しています。本件について質問等がある場合、後日でも受け付けています。 2点目、令和8年度介護保険運営協議会の日程について、次回の第2回会議は10月23日（金）、第3回会議は12月4日（金）になります。第3回会議では保険料の諮問の提示を含む

	予定であり、今年度は計画策定の年であるため例年より早い時期での開催となります。その他の議題については準備が整い次第、事前にお知らせします。なお、両会議とも開始時間は午後2時で、会議室は未定のため決まり次第報告します。
5 閉会	